

写

6環活第228号

令和6年7月8日

中部国際空港株式会社

代表取締役社長 犬塚 力 様

愛 知 県 知 事



中部国際空港代替滑走路事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見
について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第20条第1項の規定
に基づく環境の保全の見地からの意見は、別添1のとおりです。

なお、関係市長（常滑市長）の環境の保全の見地からの意見は、別添2のとおりで
す。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課

環境影響・リスク対策グループ

電話 052-954-6211(ダイヤル)

中部国際空港代替滑走路事業に係る環境影響評価準備書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討し、その結果を環境影響評価書（以下「評価書」という。）に記載するとともに、評価書に記載される内容に従って環境保全に万全を期する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全への配慮事項や環境保全措置を確実に実施することはもとより、環境保全対策に関する最善の利用可能技術の導入や脱炭素化に関する取組を推進するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- (2) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。

2 騒音

航空機の運航に係る騒音について、航空機の飛行経路等が変化することから、環境監視調査を確実に実施することにより、周辺地域に対する環境影響を適切に把握すること。

3 水質

工事の実施に当たっては、裸地等から発生する濁水の流出防止のため、環境保全措置を徹底するとともに、水の濁りの状況を確認した上で、必要に応じ適切な措置を講ずること。

4 動物

バードストライクの発生をより一層抑制するため、バードストライクの発生状況や鳥類の特性等を分析し、より効果的な手法の導入に努めるとともに、空港関係者と連携したバードパトロール等の対策を徹底すること。

5 その他

- (1) 評価書の作成に当たっては、住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元への丁寧な説明等の積極的な情報発信を行うとともに、住民等からの環境に関する要望等に適切に対応すること。

6 常市環 第 45 号
令和 6 年 4 月 19 日

愛知県知事 大村 秀章 殿

常滑市長 伊藤 辰矢

中部国際空港代替滑走路事業に係る環境影響評価準備書に対する意見
について（回答）

令和 6 年 4 月 12 日付け 6 環活第 35 号で照会がありました見出しのことにつきまして、本市の環境保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1. 市民の生活環境に十分な配慮をするとともに、可能な限り環境影響の回避、低減に努めること。
2. 環境監視調査の実施結果の公表など、今後も情報発信を行うとともに、住民等からの環境保全に関する要望について適切に対応すること。

担 当 市民生活部生活環境課
電 話 0569-47-6115（直通）
メー ル seikatsu@city.tokoname.lg.jp